

22—04 P U D T

**権利消滅後の無効審判における
請求書の被請求人の住所**

無効審判は、権利消滅後においても請求できる（特 § 123③、実 § 37③、意 § 48③、商 § 46③、§ 68④）。

一方、権利消滅後に提出された各種登録申請書は、全て却下されており、住所などの変更は閉鎖原簿に登録されない。

したがって、審判請求書の被請求人の住所などが閉鎖原簿のそれと相違しても住所等の変更事実を証明した場合は審判請求を認めることとする。

なお、被請求人に請求書の副本を送達できないときは、請求人にその旨を通知して釈明させる。

(改訂 H27. 2)